

9) 平子先生の安全衛生相談コーナー

Q： フォークリフトの用途外使用の判断基準についてお伺いします。
ドラムクランプ付きリフトでドラム缶内容物を抜き出すときに、
逆さにしたドラムを上下動させるのはどんな問題がありますか？

A： ご質問の件、次のとおり回答しますので参考にしてください。

1. フォークリフトの用途外使用で安全衛生規則上問題となるのは、車系荷役機械の主たる用途以外の用途として、

①荷のつり上げ ②労働者の昇降 等に使用することです。

①②は、それぞれを主たる用途とするクレーン等があります。

フォークリフトはあくまで荷役用であり、荷を吊ったり、人を運ぶことは危険なのでやってはいけないということです。

なお、②については安全衛生規則第 151 条の 14 の本文に但し書きがあり、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではないと規定されています。

2. フォークリフトのアタッチメントのドラムクランプは、フォークリフトメーカーがドラム缶の荷役作業をより安全に効率的に等から開発したものであり、これを使用した作業は用途外使用とはなりません。

このクランプは 360 度回転するので、縦積みや横積みも自在です。ただ、ホールドしたドラム缶を逆さにして、中のものを取り出すため上下動させる場合、この操作により偏荷重や振動等によりフォークリフトが転倒したり、ホールドしたドラム缶が抜け落ちたりする等の危険が生じないかどうかです。

つまり、このドラムクランプの使用上危険な操作とならないかどうかです。メーカーのカタログや取扱説明書があればドラムクランプの正しい使用方法等を確認してください。

また、メーカー若しくは代理店に問い合わせしてみてください。

いずれにしても、ドラムクランプを使用したドラム缶の荷役作業自体は法令上問題はありませんので、使い方としてこの上下動が危険を伴う操作なのか、上下動させなければ問題ないのかを確認した上で、正しい使用方法で作業をするようにしてください。

以上